

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案新旧対照
条文

目次

○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）（第一条関係） 1

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）（第二条関係） 4

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)
 ○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 この法律において「自動車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車(次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(危険運転致死傷) 第二条 次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>一 アルコール影響正常運転困難状態(身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。)で自動車を走行させる行為</p> <p>二 薬物影響正常運転困難状態(薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。)で自動車を走行させる行為</p> <p>三 (略)</p>	<p>(定義) 第一条 この法律において「自動車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(危険運転致死傷) 第二条 次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速でその他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ 最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（原動機付自転車を運転する場合にあつては、同法第三条に規定する普通自動二輪車の最高速度）をいう。以下この号において同じ。）が六十キロメートル毎時以下である場合 最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ 最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合 最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

五 （略）

六 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

七 （略）

第三条 アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処する。薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生

（新設）

三 （略）

（新設）

四 （略）

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処する。

じるおそれがある状態で、自動車^二を運転し、よつて、
薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者
も、同様とする。

2
(略)

(無免許運転による加重)

第六条 第二条(第五号を除く。)の罪を犯した者(人
を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無
免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期拘
禁刑に処する。

2
4
(略)

2
(略)

(無免許運転による加重)

第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人
を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無
免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期拘
禁刑に処する。

2
4
(略)

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一ミリットルにつき一・五ミリグラム以上）を保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。</p> <p>二 二〇四（略）</p> <p>第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム未満の範囲内又は呼気一リットルにつき一・五ミリグラム未満の範囲内において政令</p>	<p>第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの</p> <p>二 二〇四（略）</p> <p>第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの</p>

2
四
つたもの
で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあ
九
(略)

2
四
九
(略)